

令和5年8月1日、大阪府より紹介受診重点医療機関の指定されました。

紹介受診重点医療機関について

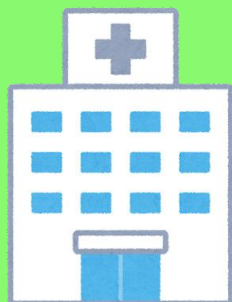
上記制度により紹介状がなく来院された場合は、**令和6年2月1日より**、一部負担金（3割負担等）とは別に、「**特別の料金（選定療養費）**」がかかる場合があります。

※現在初診時1,650円→**初診時7,700円**

ご不明な点がございましたら、患者相談窓口、総合受付へお尋ねください。



受付



「紹介受診重点医療機関」とは国の制度見直しにより新設されたもので、外来受診の際に紹介状が必要となる医療機関であり、手術・処置や化学療法等を必要とする外来、放射線治療等の高度な医療機器・設備を必要とする外来を行っています。

この制度により、外来の待ち時間の短縮につながり、適切な検査や治療をよりスムーズに受けられるようになります。



厚生労働省ホームページ「[紹介受診重点医療機関について\(外部サイト\)](#)」

[紹介受診重点医療機関リスト \[PDFファイル/475KB\]](#)（令和5年8月1日時点）

[紹介受診重点医療機関啓発リーフレット \[PDFファイル/1.57MB\]](#)

以下の場合には紹介状が無い場合でも特別な料金（選定養費）はかかりません。

◆医療機関が「特別の料金」を求めてはならない患者

●初診・再診 共通

- ①救急の患者
- ②国の公費負担医療制度の受給対象者
- ③地方単独の公費負担医療の受給者（事業の趣旨が特定の障害、特定の疾病等に着眼しているものに限る）
- ④無料低額診療事業実施医療機関における当該制度の対象者
- ⑤エイズ拠点病院におけるHIV感染者

◆医療機関が「特別の料金」を求めなくてもよい

●患者 初診

- ①自施設の他の診療科から院内紹介されて受診する患者
- ②医科と歯科との間で院内紹介された患者
- ③特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた患者
- ④救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診する患者
- ⑤互外来受診から継続して入院した患者
- ⑥地域に他に当該診療科を標榜する保険医療機関がなく、当該保険医療機関が外来診療を実質的に担っているような診療科を受診する患者
- ⑦治験協力者である患者
- ⑧災害により被害を受けた患者
- ⑨労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の患者
- ⑩その他、保険医療機関が当該保険医療機関を直接受診する必要性を特に認めた患者（※急を要しない時間外の受診、単なる予約受診等、自己都合により受診する場合を除く）

●再診

- ①救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診する患者
- ②外来受診から継続して入院した患者
- ③災害により被害を受けた患者
- ④労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の患者
- ⑤その他、保険医療機関が当該保険医療機関を直接受診する必要性を特に認めた患者（※急を要しない時間外の受診、単なる予約受診等、自己都合により受診する場合を除く）

